

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：タチバナ工業株式会社
業者の住所：香川県高松市朝日新町32-45
- 2 指名停止措置期間：令和4年4月20日から令和4年7月19日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、タチバナ工業株式会社の取締役専務が、香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事をめぐり、前町長から入手した入札に関する秘密情報（最低制限価格）により不正に落札したとして、令和4年2月3日、香川県警に逮捕され、令和4年2月24日、公契約関係競売等妨害罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たるタチバナ工業株式会社の取締役専務が公契約関係競売等妨害容疑により逮捕されたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

従って、本件については、指名停止3か月を適用する。

< 指名停止措置要領付表第2 >

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内